

ヲ高唱シテ氣勢ヲ揚ケ七月十二日争議團代表大道榮次外ノ
名ハ工場主ニ會見シテ別記十九項ノ要求書ヲ提出セリ
（一）事業主側

事業主亦下社ハ事務員未下等ト對策ニ付協議セルカ以際
一時的ニ解決ヲ見ルニ將來ハ保証シ難キニ付余リ解決ヲ急
カス強硬ナル態度ニ出ツヘク決定シ七月十一日ハ争議不参
加職工（女十九名）及臨時職工男四名ヲシテ一部ノ作業ヲ是
シツ、アリ

交渉状況

事業主ハ七月六日提案員側ノ提出セル五項ノ歎願書ニ對シテ
八全月八日全部ヲ拒絶シタルヲ提案員代表徳永正報外四名ハ
十一日午後三時三十分工場事務所ヲ訪問シ工場主代理木下
峯ニ會見シ再度交渉スル処アリシレカ拒絶サレタルヲ提案員
側ハ最ニ提出セル歎願書ヲ撤回シ争議ニ入ル旨ヲ通告シテ全

四時四十分退出セリ
右及申（通）報候也

（別記） 要求書

- 一、賃銀値下絶対反對ス
- 二、臨時ノ場合ハ日給ノ半額ヲ支給スルコト
- 三、臨時ハ職入徒等差別セサルコト
- 四、職入臨時中ハ幼年工ニ残業差ニ早出ヲサセザルコト
- 五、臨時ノアル場合ハ外部ニ仕事ヲ出サシムルコト
- 六、幼年工ノハ社軍令ヲ滿十五才トシ満期軍令ヲ撤去検査点トスルコト
- 七、幼年工ニ昇給ノ道ヲ講スルコト
- 八、職入ノ最低賃銀ヲ一月八十カトスルコト
- 九、食堂ヲ改善スルコト